

# 「各種事務事業の取扱い」

## 19 建築住宅分科会

長岡市・与板町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
383	020101	市町村営住宅(家賃)	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
384	020103	市町村営住宅(敷金)		合併時に統一	越路町、小国町、与板町の基準に統一する。
385	030101	市町村営・県営住宅(入居者の資格)		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
386	030201	市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
387	020102	市町村営住宅(家賃の減免方法等)	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
388	020104	市町村営住宅(駐車場使用料)		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
389	020201	県営住宅(家賃)		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
390	020203	県営住宅(敷金)		合併時に統一	越路町、与板町の基準に統一する。
391	020202	県営住宅(家賃の減免方法等)		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
392	020204	県営住宅(駐車場使用料)		現行どおり	県の制度であり、調整不要。
399	030301	公営住宅等維持管理費用の負担区分		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
400	040101	勤労者住宅建設資金融資制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
401	040401	がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
402	040102	住宅建設助成制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、与板町の既利子補給者については、現行の条件のままとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

383

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)			中項目			小項目			各種事務事業																																																																																	
19 建築住宅			02 公営住宅等の状況			01 市町村営住宅			01 市町村営住宅(家賃)																																																																																	
長岡市			中之島町			越路町			与板町																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西蔵王</td> <td>2K</td> <td>1,400</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>上除</td> <td>2DK~3LDK</td> <td>23,400</td> <td>52,400</td> </tr> <tr> <td>稲葉</td> <td>2K・4K</td> <td>4,900</td> <td>15,800</td> </tr> <tr> <td>希望が丘</td> <td>2K・3K</td> <td>9,800</td> <td>22,400</td> </tr> <tr> <td>昭和</td> <td>3K・3DK</td> <td>12,700</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>中島</td> <td>2K</td> <td>11,400</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>宮栄</td> <td>3DK</td> <td>15,900</td> <td>27,200</td> </tr> <tr> <td>川崎</td> <td>3DK</td> <td>17,300</td> <td>30,900</td> </tr> <tr> <td>松葉</td> <td>3K</td> <td>15,900</td> <td>26,400</td> </tr> <tr> <td>土合</td> <td>2LDK・3LDK</td> <td>27,900</td> <td>52,700</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	西蔵王	2K	1,400	4,100	上除	2DK~3LDK	23,400	52,400	稲葉	2K・4K	4,900	15,800	希望が丘	2K・3K	9,800	22,400	昭和	3K・3DK	12,700	25,200	中島	2K	11,400	19,000	宮栄	3DK	15,900	27,200	川崎	3DK	17,300	30,900	松葉	3K	15,900	26,400	土合	2LDK・3LDK	27,900	52,700	なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ丘団地</td> <td>1DK~3LDK</td> <td>13,700</td> <td>41,000</td> </tr> <tr> <td>来迎寺住宅</td> <td>3DK</td> <td>14,300</td> <td>23,700</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	もみじ丘団地	1DK~3LDK	13,700	41,000	来迎寺住宅	3DK	14,300	23,700	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山沢</td> <td>1LDK~4DK</td> <td>14,700</td> <td>56,900</td> </tr> <tr> <td>安永</td> <td>3DK</td> <td>9,700</td> <td>22,000</td> </tr> <tr> <td>五軒町RC</td> <td>2DK~4DK</td> <td>17,600</td> <td>51,900</td> </tr> <tr> <td>五軒町木造</td> <td>2DK・3DK</td> <td>13,700</td> <td>47,800</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	山沢	1LDK~4DK	14,700	56,900	安永	3DK	9,700	22,000	五軒町RC	2DK~4DK	17,600	51,900	五軒町木造	2DK・3DK	13,700	47,800			
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																																							
西蔵王	2K	1,400	4,100																																																																																							
上除	2DK~3LDK	23,400	52,400																																																																																							
稲葉	2K・4K	4,900	15,800																																																																																							
希望が丘	2K・3K	9,800	22,400																																																																																							
昭和	3K・3DK	12,700	25,200																																																																																							
中島	2K	11,400	19,000																																																																																							
宮栄	3DK	15,900	27,200																																																																																							
川崎	3DK	17,300	30,900																																																																																							
松葉	3K	15,900	26,400																																																																																							
土合	2LDK・3LDK	27,900	52,700																																																																																							
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																																							
もみじ丘団地	1DK~3LDK	13,700	41,000																																																																																							
来迎寺住宅	3DK	14,300	23,700																																																																																							
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																																							
山沢	1LDK~4DK	14,700	56,900																																																																																							
安永	3DK	9,700	22,000																																																																																							
五軒町RC	2DK~4DK	17,600	51,900																																																																																							
五軒町木造	2DK・3DK	13,700	47,800																																																																																							
三島町			山古志村			小国町			課題																																																																																	
なし			なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町第1住宅</td> <td>3DK</td> <td>16,100</td> <td>26,800</td> </tr> <tr> <td>新町第3住宅</td> <td>3DK</td> <td>24,100</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>上岩田住宅</td> <td>2DK・3DK</td> <td>17,700</td> <td>40,500</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	新町第1住宅	3DK	16,100	26,800	新町第3住宅	3DK	24,100	40,000	上岩田住宅	2DK・3DK	17,700	40,500	<p>家賃は、収入申告に基づき年度当初に決定通知するものであり、年度途中の家賃変更は適当でない。</p>			<p>長岡市の制度を基に統一する。                      なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会：                      長岡市の制度を基に統一する。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。)</p>																																																														
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																																							
新町第1住宅	3DK	16,100	26,800																																																																																							
新町第3住宅	3DK	24,100	40,000																																																																																							
上岩田住宅	2DK・3DK	17,700	40,500																																																																																							

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

384

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	01 市町村営住宅	03 市町村営住宅(敷金)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
家賃の2か月分	なし	家賃の3か月分	家賃の3か月分	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	家賃の3か月分		越路町、小国町、与板町の基準に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

385

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	03 公営住宅等の管理	01 公営住宅等の入居者資格	01	市町村営・県営住宅(入居者の資格)
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
次の条件を満たすこと 同居親族要件 なし 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定によるが、住宅困窮の 度合いについては、当市の「住宅困窮度判 定基準」に基づいて判定を行う。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。	なし	次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。	次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定によるが、住宅困窮の 度合いについては、町長の判断により決定 する。		長岡市の制度を基に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

386

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	03 公営住宅等の管理	02 公営住宅等の入居者の選考	01 市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1) 公募方法 随時 (2) 入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を行い、住宅困窮の度合いについて諮問機関(長岡市住宅対策委員会)の答申を受けたうえで、入居順位を付けて入居希望者を登録する。 (3) 入居者の決定 入居順位の高い登録者から順に入居者として決定する。	なし	(1) 公募方法 随時 (2) 入居希望者の審査、登録 入居希望者の審査を行い、条件を満たした人を待機者として登録する。 (3) 入居者の決定 原則として受付順位の早い登録者から順に入居者として決定するが、困窮要件により優先させる場合もある。	(1) 公募方法 随時 (2) 入居希望者の審査、登録 入居希望者の審査を行い、条件を満たした人を待機者として登録する。 (3) 入居者の決定 原則として受付順位の早い登録者から順に入居者として決定するが、困窮要件により優先させる場合もある。	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	(1) 公募方法 随時 (2) 入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を町で行なう。 (3) 入居者の決定 入居資格を満たしていれば、基本的に入居できる。		長岡市の制度を基に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

387

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	01 市町村営住宅	02 市町村営住宅(家賃の減免方法等)
長岡市	中之島町	越路町	与板町
1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ  県の基準の内容 入居者に係る収入が著しく低額であるとき。 入居者又は同居者の疾病又は傷害により、その生活が窮迫するおそれがあるとき。 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 その他特別の事情があるとき。  2 根拠規定 ・長岡市営住宅条例 ・長岡市営住宅家賃及び敷金の減免及び徴収猶予に関する事務取扱要綱	なし	1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ  2 根拠規定 ・越路町営住宅条例 ・町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要綱	1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ  2 根拠規定 ・与板町町営住宅管理条例 ・与板町町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要綱
三島町	山古志村	小国町	課題
なし	なし	1 家賃の減免と徴収猶予 ・県の基準と同じ  2 根拠規定 ・小国町営住宅条例	年度途中の減免変更は混乱を招くものであり、 適当でない。  (長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)  長岡市の制度に統一する。ただし、与板町については、平成17年度は現行どおりとする。
調整方針案			

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

388

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業																								
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	01 市町村営住宅	04 市町村営住宅(駐車場使用料)																								
長岡市	中之島町	越路町	与板町																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料金 (月額)</th> <th>全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上除</td> <td>2,700</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>土合</td> <td>4,500</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料金の算定基準は県の基準のとおり</p> <p>消雪設備なし (除雪は入居者が行う)</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	上除	2,700	138	土合	4,500	12	なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料金 (月額)</th> <th>全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ丘</td> <td>3,000</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>来迎寺</td> <td>3,000</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>消雪設備あり</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	もみじ丘	3,000	30	来迎寺	3,000	7	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料金 (月額)</th> <th>全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五軒町</td> <td>3,000</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>消雪設備あり</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	五軒町	3,000	28
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																									
上除	2,700	138																									
土合	4,500	12																									
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																									
もみじ丘	3,000	30																									
来迎寺	3,000	7																									
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																									
五軒町	3,000	28																									
三島町	山古志村	小国町	課題																								
なし	なし	なし	調整方針案																								
			<p>長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。</p>																								

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

389

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)			中項目			小項目			各種事務事業																																																					
19 建築住宅			02 公営住宅等の状況			02 県営住宅			01 県営住宅(家賃)																																																					
長岡市			中之島町			越路町			与板町																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稽古町</td> <td>2DK・3LDK</td> <td>23,000</td> <td>52,600</td> </tr> <tr> <td>西神田</td> <td>2K</td> <td>6,400</td> <td>10,700</td> </tr> <tr> <td>稲葉</td> <td>2K～4DK</td> <td>7,700</td> <td>36,200</td> </tr> <tr> <td>上除</td> <td>2DK～3LDK</td> <td>24,900</td> <td>52,100</td> </tr> <tr> <td>寿</td> <td>3K・3DK</td> <td>12,700</td> <td>23,400</td> </tr> <tr> <td>土合</td> <td>3DK</td> <td>14,700</td> <td>27,300</td> </tr> <tr> <td>宮栄</td> <td>3DK</td> <td>16,100</td> <td>26,700</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	稽古町	2DK・3LDK	23,000	52,600	西神田	2K	6,400	10,700	稲葉	2K～4DK	7,700	36,200	上除	2DK～3LDK	24,900	52,100	寿	3K・3DK	12,700	23,400	土合	3DK	14,700	27,300	宮栄	3DK	16,100	26,700	なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営本条</td> <td>3LDK</td> <td>15,500</td> <td>25,800</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	県営本条	3LDK	15,500	25,800	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営柳之町</td> <td>3DK</td> <td>16,900</td> <td>37,100</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	県営柳之町	3DK	16,900	37,100			
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																											
稽古町	2DK・3LDK	23,000	52,600																																																											
西神田	2K	6,400	10,700																																																											
稲葉	2K～4DK	7,700	36,200																																																											
上除	2DK～3LDK	24,900	52,100																																																											
寿	3K・3DK	12,700	23,400																																																											
土合	3DK	14,700	27,300																																																											
宮栄	3DK	16,100	26,700																																																											
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																											
県営本条	3LDK	15,500	25,800																																																											
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																											
県営柳之町	3DK	16,900	37,100																																																											
三島町			山古志村			小国町			課題																																																					
なし			なし			なし			調整方針案																																																					
									県の制度であり、調整不要。																																																					



# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

390

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	02 県営住宅	03 県営住宅(敷金)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
家賃の2か月分	なし	家賃の3か月分	家賃の3か月分	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし		越路町、与板町の基準に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

391

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	02 公営住宅等の状況	02 県営住宅	02 県営住宅(家賃の減免方法等)	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
県の基準による。 県の基準の内容 収入月額が減額基準に該当するとき。 疾病又は傷害により長い間(概ね半年程度)療養する必要があり、そのための支出を収入から差し引けば、収入月額が減額基準に該当するとき。 災害により容易に復旧できない損害を受け、そのための支出を収入から差し引けば、収入月額が減額基準に該当するとき。	なし	県の基準による。	県の基準による。	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		県の制度であり、調整不要。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

392

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)			中項目			小項目			各種事務事業																	
19 建築住宅			02 公営住宅等の状況			02 県営住宅			04 県営住宅(駐車場使用料)																	
長岡市			中之島町			越路町			与板町																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料金 (月額)</th> <th>全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稽古町</td> <td>4,600</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>上除</td> <td>2,700</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>稽古町団地 消雪設備あり</p> <p>上除団地 消雪設備なし (除雪は入居者が行う。)</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	稽古町	4,600	60	上除	2,700	24	なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料金 (月額)</th> <th>全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営本条</td> <td>2,400</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>消雪設備なし (除雪は入居者が行う。)</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	県営本条	2,400	12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>使用料金 (月額)</th> <th>全区画数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柳之町</td> <td>2,300</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p>消雪設備あり</p>	団地名	使用料金 (月額)	全区画数	柳之町	2,300	16		
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																								
稽古町	4,600	60																								
上除	2,700	24																								
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																								
県営本条	2,400	12																								
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																								
柳之町	2,300	16																								
三島町			山古志村			小国町			課題																	
なし			なし			なし			県の制度であり、調整不要。																	
調整方針案																										

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

399

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
19 建築住宅		03 公営住宅等の管理		03 公営住宅等の建物の維持管理		01 公営住宅等維持管理費用の負担区分等		
長岡市		中之島町		越路町		与板町		
<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は市が行う。ただし、次の費用は入居者の負担とする。 軽微な修繕 畳の表替え、ガラスの取り替え、流し等の排水管の詰まり修繕等 入居者の過失による汚損、破損箇所の修繕 共同施設の使用又は運営 通路、排水溝の清掃、外灯・エレベーターの電気料等</p> <p>(2) 退去の際の修繕 床・天井・内壁の改修等は市が行う。ただし、次の費用は入居者の負担とする。 軽微な修繕 畳の表替え、ふすま・障子の張り替え等 入居者の過失による汚損、破損箇所の修繕 模様替え等を行った場合の原状復旧</p>		なし		<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は町が行う。 消耗品類、入居者が破損した部分の修繕は入居者負担</p> <p>(2) 退去の際の修繕 畳の表替え、ふすま、障子の張替え 入居中破損した部分の修繕 模様替え等を行った場合の原状復旧</p>		<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は町が行う。ただし、次の費用は入居者の負担とする。 ・入居者の故意・過失による汚損、破損箇所の修繕 ・共同施設並びに給水施設及び汚水処理の使用維持及び運営に要する費用</p> <p>(2) 退去の際の修繕 ・畳の表替え、ふすま、障子の張替え ・入居者の故意・過失による汚損、破損箇所の修繕 ・模様替え等を行った場合の原状復旧</p>		
三島町		山古志村		小国町		課題		
<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は町が行う。ただし住宅及び設備の軽微な修繕料は、入居者の負担とする。</p> <p>(2) 退去の際の修繕 原状を変更した場合における原状の回復 破損、汚損による建具、壁、付属家具等の修復</p>		なし		<p>(1) 維持管理 建物・設備は町が行う。(過失により破損した場合は入居者)。消耗品類や排水詰まり等は入居者。共同スペースの消耗品類等は団地が負担する。</p> <p>(2) 退去の際の修繕 内部を入念に清掃のうえ、畳表・襖・障子の張り替えを入居者負担で行う。</p>		<p>長岡市の制度を基に統一する。</p>		
						調整方針案		

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

データ基準日 平成16年 4月 1日

400

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
19 建築住宅	04 住宅政策	01 住宅建設の助成制度の状況	01 勤労者住宅建設資金融資制度	
長岡市	中之島町	越路町	与板町	
(1) 制度の名称 長岡市勤労者住宅建設資金融資制度 (2) 制度の実施 昭和60年4月 (3) 制度の目的 新たに住宅の建設等をしようとする人で、自己資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。(給与所得者のみ対象) (4) 計画戸数 年間30件程度 (5) 制度の概要 長岡市が金融機関に必要な資金を預託することで、取扱金融機関が市の定める条件により融資するもの。(新潟県労働金庫のみ取扱) ・貸付金額は、50万円以上で1,000万円までとし年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。 ・償還の期間は、25年以内の元利均等月賦償還とする。	なし	なし	なし	
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

401

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
19 建築住宅	04 住宅政策	04 危険住宅の移転	01 がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金

長岡市	中之島町	越路町	与板町							
<p>(1) 名称 長岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金</p> <p>(2) 補助金交付要綱の有無 有り</p> <p>(3) 趣旨 がけ地の崩壊等の危険がある区域内の危険住宅の移転を促進するため、危険住宅の移転を行う者に、補助金を交付するもの</p> <p>(4) 補助金の概要</p> <table border="1"> <tr> <th>経費区分</th> <th>補助限度額</th> </tr> <tr> <td>・危険住宅の除脚等に要する経費</td> <td>78万円/戸</td> </tr> <tr> <td>・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費</td> <td>建物 310万円/戸 土地を含む場合 406万円/戸</td> </tr> </table> <p>補助率：国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>	経費区分	補助限度額	・危険住宅の除脚等に要する経費	78万円/戸	・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費	建物 310万円/戸 土地を含む場合 406万円/戸	なし	なし	なし	
経費区分	補助限度額									
・危険住宅の除脚等に要する経費	78万円/戸									
・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費	建物 310万円/戸 土地を含む場合 406万円/戸									

三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
-----	------	-----	----	-------

なし	<p>(1) 名称 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金</p> <p>(2) 補助金交付の根拠 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金交付規則</p> <p>(3) 目的 地すべり地域で地すべり災害発生等による住民の人身及び財産の危険を未然に防止する。</p> <p>(4) 概要</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>交付の対象となる者</th> <th>補助限度額</th> </tr> <tr> <td>新築</td> <td>危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>解体移転</td> <td>危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>引方移転</td> <td>危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの</td> <td>90万円</td> </tr> </table> <p>交付対象者は、地すべり防止法の規定による地すべり防止区域内の住宅で、県知事と協議しなければならない住宅、又は法適用以外の危険地域の住宅で、県知事の認定を得た住宅の居住者とする。</p>	種別	交付の対象となる者	補助限度額	新築	危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの	135万円	解体移転	危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの	135万円	引方移転	危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの	90万円	<p>(1) 名称 がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p>(2) 制度の実施 昭和51年4月</p> <p>(3) 制度の目的 がけ地の崩壊等恐れのある区域より危険区域外に住宅の移転を行う場合に補助金を交付(がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱)</p> <p>(4) 制度の概要 危険住宅の除脚及び建設に要する経費 限度額 除脚に要する経費 780千円 限度額 建設に要する経費 4,060千円 (建物3,100千円、土地960千円)</p> <p>補助率 国 1/2 県 1/4 町 1/4</p>		長岡市の制度を基に統一する。
種別	交付の対象となる者	補助限度額														
新築	危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの	135万円														
解体移転	危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの	135万円														
引方移転	危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの	90万円														

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・与板町合併協議会)

作成日 平成17年 1月21日

402

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
19 建築住宅		04 住宅政策		01 住宅建設の助成制度の状況		02 住宅建設助成制度	
長岡市		中之島町		越路町		与板町	
<p>(1) 制度の名称 長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度</p> <p>(2) 制度の実施 昭和58年4月</p> <p>(3) 制度の目的 新たに住宅の建設等しようとする人で、自己資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。</p> <p>(4) 計画戸数 年間130件程度</p> <p>(5) 制度の概要 長岡市が金融機関に必要な資金を預託することにより、取扱金融機関が市の定める条件により融資するもの。 ・貸付金額は、50万円以上1,000万円までで、年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。 ・償還期間25年間、元利均等毎月償還</p>		<p>(1) 制度の名称 中之島町住宅建設資金融資制度(利子補給)</p> <p>(2) 制度の実施 昭和60年4月</p> <p>(3) 制度の目的 住宅を建設しようとして、自己資金の不足する者のうち一定の資格要件を備えた者に対して資金を融資することにより持家の促進と町内住宅建築関連業界の振興を図る。</p> <p>(4) 計画戸数 年間3件程度</p> <p>(5) 制度の概要 町内に居住をするための住宅を建設(増築含む)をしようとする人を対象に、取扱金融機関で融資するもの。 ・貸付金額は、50万円以上400万円まで。年利率3.8%(固定)のうち2分の1を町で利子補給。 ・償還期間15年間、元利均等毎月償還</p>		なし		<p>(1) 制度の名称 与板町住宅建設促進利子補給金制度</p> <p>(2) 制度の実施 平成4年3月</p> <p>(3) 制度の目的 与板町における新築住宅建設の促進を図るため、住宅の建設資金を融資する金融機関に対して利子補給金を交付することができる。</p> <p>(4) 計画戸数 年間2件程度</p> <p>(5) 制度の概要 与板町が取扱金融機関に利子補給 ・貸付金額は、一戸あたり10万円単位で50万円以上400万円までで、取扱金融機関に1.9%の利子補給(利子補給期間15年) ・償還期間15年間、元利均等・元金均等(ボーナス併用も可)毎月償還、元利金の全額、繰上償還も可</p>	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1) 制度の名称 三島町住宅建設促進利子補給金制度</p> <p>(2) 制度の実施 昭和63年4月</p> <p>(3) 制度の目的 三島町内に住宅を新築する人、又は町内に建設するハウスメーカーの新築住宅を購入される人を対象に、持家の促進を図る。</p> <p>(4) 計画戸数 年間3件程度</p> <p>(5) 制度の概要 三島町が取扱金融機関に利子補給 ・貸付金額は、50万円以上で600万円までで、その融資金額に対する年利率の2%を利子補給 ・償還期間15年間、元利均等毎月償還</p>		なし		なし		<p>調整方針案</p> <p>長岡市の制度に統一する。なお、与板町の既利子補給者については、現行の条件のままとする。</p>	